

## 質問回答

2023年2月6日

「カンボジア国「ニロート上水道拡張事業」準備調査（QCBS）」

（公示日:2023年1月18日／調達管理番号 22a00753）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P22 第6条 業務の内容 (13) 政策マトリクス（案）の作成	「カンボジア側に対しては発注者からPPWSA に対して丁寧に説明を行い、理解を得る」と記載がありますが、本業務は政策レベルの検討となるため、主な C/P 機関は MISTI になると想定されますが、間違いないでしょうか。また、成果品となる政策マトリクス（案）の説明は、MISTI が対象となりますでしょうか。あるいは JICA の内部資料となるのでしょうか。	政策アクションを含む政策マトリクス（案）は JICA の内部資料となります。ヒアリング対象機関は MISTI と PPWSA ですが、政策マトリクスの対象機関への説明の要否については、協力準備調査中に発注者と受注者間で協議することとします。
2	P22 第6条 業務の内容 (13) 政策マトリクス（案）の作成	政策マトリクス（案）の策定にあたっては、主に既存の情報、C/P 機関へのヒアリングをもとに検討するということですが、新たな情報収集や現地調査、PPWSA 以外の事業体のヒアリングなどは想定されていますでしょうか。	既存の情報をもとに、カンボジアの水道セクター全体の課題を整理することを想定しており、PPWSA の他、地方水道を所掌する MISTI へのヒアリングによる情報収集を想定しています。
3	P29 (27) 本邦企業説明会	本邦企業説明会は東京で実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、東京での実施が困難な場合は、オンラインでの実施も検討します。

4	<p>P.18 第2章 第6条 業務の内容 (7) バックアップ体制の検討</p>	<p>調査の結果、追加でポンプレックの取水施設の更新や拡張が必要となった場合、追加業務に伴う契約変更、追加の測量（再委託の実施）、概略設計、積算等の作業が後付けで生じることとなります。また、現在 PPWSA で移設中（盛り土実施）の取水施設に関する取水源河川の河積確認なども必要と考えております。</p> <p>このため、現状9月予定のドラフト・ファイナル・レポートに検証結果の精査等が間に合わない可能性が懸念されますが、この点は受注後の協議によって報告書への記載方法を検討するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、契約締結後に現地調査を行い、ポンプレックの取水施設の状況の確認結果を踏まえ、追加作業が必要と判断された場合には、契約変更に係る協議を実施します。ドラフト・ファイナル・レポートに影響がある場合は、その段階で対応について協議の上、決定することとします。</p>
5	<p>P.12 第2章 第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用</p>	<p>左記該当範囲には『本業務に先立って以下の調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的に業務を実施すること。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本業務で調査すべき事項についてその理由とともに提案すること。』とありますが、第2章6条業務の内容で調査を求められている事項について、</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

		<p>コンサルタントの知見等に基づいて先行調査を参照して調査を効率化可能と判断できる場合にはその旨提案し、調査内容を効率化することを業務実施の前提とされているという理解でよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>P.12 第2章 第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用 1) ニロート上水道整備事業(2009年3月～2014年8月)</p>	<p>左記の既往事業に関する報告書等資料でご共有頂けるものについて、追加配布をして頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>「ニロート上水道整備事業」のFSは同事業へ協調融資したAFDが実施しており、書類の著作権は当機構にないため、契約締結後、必要に応じてPPWSAに依頼し入手ください。</p>
7	<p>P.14 第2章 第5条 実施方針及び留意事項 (7) 環境社会配慮  及び  P.26 第2章 第6条 業務の内容 (20) 用地取得・住民移転に係る</p>	<p>第2章第5条(7)においては「本事業における用地取得・住民移転は想定されないものの、仮に大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成及びPPWSAが必要な手続きを行うよう支援する」とあり、第2章第6条(20)においては「JICA環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行ESS5に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、または用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案(英語及びクメール語)の作</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>計画案の作成 及び P.36 第3章 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託</p>	<p>成を行う。」ともあります。 住民移転・用地取得に関する情報収集を再委託に含むか否かで委託内容や期間、費用に大きな差異が生じ、場合によっては変更契約を含む調査の延長・遅延の要因となることが懸念されるため、現地調査開始直後の時点での住民移転・用地取得の有無を確認し、再委託の必要性について貴機構と協議を行う方針と理解してよろしいでしょうか。また、住民移転及び用地取得が不要と確認された場合、第2章第6条(20)の業務は実施しない方針と理解してよろしいでしょうか。</p>	
8	<p>P.16 第2章 第5条 実施方針及び留意事項 (17) PPP・海外投融資に係る情報収集及び整理 及び P.21 第2章 第6条 業務の内容</p>	<p>PPP 関連の検討について、プレ公示の時点では関連項目の記載がなく、業務従事者の構成案においても当該専門性のある人員の配置はありませんが、経済・財務分析担当や運営維持管理計画担当が付随的に対応することを想定されているということでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>(12) PPPによる開発・海外投融資の活用可能性の検討</p> <p>及び</p> <p>P.35 第3章 2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案</p>		
9	<p>P.21 第2章 第6条 業務の内容 (11) 水道分野における DX 導入の検討 4)</p>	<p>『受注者がデジタル技術を有する企業を、適切に選定、再委託契約を締結し、数ヵ月に亘って当該デジタル技術の妥当性（デジタルアーキテクチャ全体でのデータ連携や適合性なども含む）を検証し』とありますが、検証期間の設定は受注後に発注者と協議するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また期間設定によってはドラフト・ファイナル・レポートに検証結果の精査等が間に合わない可能性が懸念されますが、この点は受注後の協議によって報告書への記載方法を検討するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

10	P.24 第2章 第6条 業務の内容 (16) 事業実施体制の検討 2)	「最新版の PPWSA の今後の財務予測や計画を入手した上で、2030 年までの PPWSA の財務分析を行うこと。」とありますが、PPWSA が 2030 年までの詳細の財務計画を有しない、或いは最新の情報が反映されていない場合は受注者（コンサルタント）が作成することを想定されているのでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	P.35 第3章 2. 業務実施上の条件 (1) 業務行程 2) 準備調査報告書案（ドラフト・ファイナル・レポート）：2023 年 9 月 7 日まで	左記の通りドラフト・ファイナル・レポートの提出が 2023 年 9 月 7 日と設定されていますが、業務を 4 月上旬に開始する予定であることを鑑みると、雨季の影響等もあり再委託業務実施に必要な工期をドラフト・ファイナル・レポート提出までに確保できない可能性を懸念します。 上記を勘案し、若干の提出時期の変更提案は可能でしょうか。もしくはドラフト・ファイナル・レポートの提出期限が 9 月 7 日と設定されている必然性はございますでしょうか。	ドラフト・ファイナル・レポートの提出期限については、本事業の迅速な実施が求められていることから、2023 年 9 月 7 日を想定しています。再委託調査の進捗状況を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートへの記載が間に合わない場合には、ファイナル・レポートに記載することで対応するなど、対応策を検討いたします。
12	P.36 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	左記該当箇所では合計 11 種目の現地再委託業務が想定されており、ローカルコンサルタントへの再委託が認められていますが、業務スケジュールを考慮すると全ての再委託を実施し結果をレポートに反映させるのは困	概略設計及び概算事業費算出にあたり十分な情報が得られる場合は、現地傭人による調査や過去調査を最大限に活用し、再委託の省略を提案することを認めます。 再委託業務の一部を省略して提案する場合も、定

		<p>難であることを懸念します。</p> <p>各種レポート提出期限及び履行期限遵守の観点から再委託業務の一部を現地傭人による調査に切り替える、またはプノンペン都における過去調査を参照する等によって再委託業務の省略等を提案することは可能でしょうか。</p> <p>また上記の方法により再委託業務の一部を省略して提案する場合でも別見積りに計上する定額計上分の金額は変更しないことよろしいでしょうか。</p>	<p>額計上分の金額は変更しません。</p>
--	--	--	------------------------

以 上